

月刊

東海財界



新体制の医療法人・偕行会グループ
川原会長、山田理事長が語る「医療の未来」

偕行会グループ会長
川原 弘久氏

偕行会 理事長
山田 哲也氏

公認会計士協会東海会会長 稲垣 靖氏

「公認会計士はサービス業です」「中小企業の経営支援」を信念に

衝撃 安倍元首相凶弾に死す 元首相の足跡を振り返る

「重し取れ自民党はカオスに」公明との距離開く可能性も



片岡信恒弁護士 法律相談事務所



片岡 信恒（かたおか のぶつね）昭和55年片岡法律事務所を設立。40年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。
＜片岡法律事務所＞ 名古屋市中区丸の内2丁目19番25号MS桜通7、8階 ☎ 052-231-1706

多岐にわたる公証人の仕事

【質問】先日、娘が離婚しました。元夫との間で慰謝料と養育費を支払う約束をしましたが、公正証書にしたほうが良いと言われました。その通りですか。また、公証人の取扱業務について教えてください。

【回答】離婚に伴い公正証書を作成した方がよいか、とよく尋ねられます。たしかに、強制執行認諾文言付きの公正証書で、金銭を支払う旨を約束しておく、と確定した判決と同じ効力がありますので、裁判などしなくても、元夫の給料や預貯金等の財産を差し押さえることができます。

ところで、日本公証人連合会のホームページに、公証人の制度や、職務内容がされており、それに基づき説明します。

日本には公証人役場が約300か所あり、公証人は約500人います。公証人役場は、愛知県に、名古屋市3か所のほか春日井、一宮、岡崎、豊田、豊橋、新城、西尾、半田の8市、岐阜県には、岐阜、大垣、美濃加茂、多治見、高山の5市、三重県には、津、四日市、伊勢、伊賀上野、松阪の5市にあります。

公証人役場の公証人は1人だけというところが多いのですが、名古屋市の葵町公証人役場では8人、名古屋駅前公証人役場だと4人います。公証人は、国家公務員法上の公務員ではありませんが、高度な法的知識と、豊富な法律実務経験を有していることが必要なので、裁判官、検察官、法務省の局長クラスの方から、法務大臣

が任命。公証業務を行うことで実質的な公務員と言えます。公証人が行う公証事務として多いのは、公正証書遺言の作成で、遺言者本人が、公証人と証人2名の前で、遺言の内容を口頭で告げ、公証人が作成します。

また、金銭消費貸借作成もよく利用されています。最近、土地建物賃貸借の定期借地権設定や事業用定期借地権設定、公正証書で作成されることも目立ちます。これにより、賃貸借の法定更新、建物の再築による存続期間の延長、建物の買取請求権に関する法の規定は、適用されなくなります。

任意後見契約も、高齢化社会がどんどん進み、その財産管理の必要性が高くなってきたことから、財産管理契約とセットになって、公正証書で作成されることが増えてきました。

ほかに公証人は、私署証書の認証、外国文認証、宣誓認証、定款認証（会社の設立に関して必要）、確定日付（文書がその日に存在していたことを証明）を押捺します。

その他に、一般的に知られていませんが、事実実験公正証書というものがあります。公証人は五感の作用により直接体験（事実実験）した事実に基づいて、公正証書を作成することができます。これは、証拠を保全する機能を有します。

具体的には、ある方が死亡して、貸金庫を開扉する場合、公証人にその内容物を確認してもらい、ということに利用されます。ただ最近、利用した経験では、立会者の制限、委任状の提出、費用といった点で不便を感じました。